

令和4年第5回那珂川町議会臨時会

議事日程(第1号)

令和4年7月1日(金曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 財産の取得について
(町長提出)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第1号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
(町長提出)
- 日程第 4 議案第2号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算(第2号)の議決について
(町長提出)
- 日程第 5 議案第3号 財産の取得について
(町長提出)
-

出席議員(13名)

- | | | | |
|-----|------|-----|------|
| 1番 | 神場圭司 | 2番 | 矢後紀夫 |
| 3番 | 高野泉 | 4番 | 福田浩二 |
| 5番 | 大金清 | 6番 | 川俣義雅 |
| 7番 | 小川正典 | 8番 | 鈴木繁 |
| 9番 | 益子明美 | 10番 | 大金市美 |
| 11番 | 川上要一 | 12番 | 小川洋一 |
| 13番 | 益子純恵 | | |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|------|----------------|------|
| 町長 | 福島泰夫 | 副町長 | 内田浩二 |
| 教育長 | 吉成伸也 | 会計管理者 兼会計課長 | 岩村房行 |
| 総務課長 | 笠井真一 | 企画財政課長 | 小松重隆 |
| 税務課長 | 星善浩 | 住民課長 | 加藤啓子 |
| 生活環境課長 | 薄井亮 | 健康福祉課長 | 薄井和夫 |
| 子育て支援 課長 | 板橋文子 | 建設課長 | 佐藤裕之 |
| 産業振興課長 | 深澤昌美 | 上下水道課長 | 益子泰浩 |
| 農業委員会 事務局長 | 田角章 | 学校教育課長 | 藤浪京子 |
| 生涯学習課長 | 高瀬敏之 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|-----|----|------|
| 事務局長 | 星学 | 書記 | 金子洋子 |
| 書記 | 佐藤武 | | |

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第5回那珂川町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（益子純恵） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（益子純恵） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、5番、大金 清議員、6番、川俣義雅議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（益子純恵） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第3、議案第1号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 皆さん、改めまして、おはようございます。

本日はお忙しい中、令和4年第5回那珂川町議会臨時会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

先月19日、いちご一会とちぎ国体のデモンストラーションスポーツとして、ボール、ベル、ベルターの3種の道具を使い、音楽に合わせてリズムカルに体を動かす3B体操が、県内愛好者など約180人が集まる中、町総合体育館で開催されました。3B体操の競技開始に先立ち、馬頭東小学校の6年生7名による子ども祝い太鼓が演奏され、競技を盛り上げてくれました。

9月には、公開競技としてゲートボールが小川総合福祉センター園地で開催され、選手や関係者を含め、300名以上の方が那珂川町を訪れる予定となっております。引き続き、来町される多くの方に、那珂川町はよいところであったと思ってもらえるよう、準備を進めてまいります。

本臨時会では、町長等の給与条例の改正、子育て世帯給付金に係る補正予算及び財産の取得の3議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議案上程の説明に入る前に、一言おわびを申し上げます。

このたび、町民の皆様には、国民健康保険給付費に係る返還請求に関し、多大なご迷惑を

おかけいたしましたこと、深くおわびを申し上げます。今後は、このような事態が二度と起こらないよう、所属長を中心に管理体制を徹底し、再発防止に努めてまいります。

町長をはじめ全職員、重く受け止め、職務に当たる所存でありますので、今後とも行政運営にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案第1号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、国民健康保険給付費に係る返還請求権放棄に対し、職責相応の責任を取るため、町長及び副町長の給与の減額を行うものであります。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明を申し上げます。

提案理由の中で町長より申し上げましたとおり、国民健康保険給付費に係る返還請求権放棄に対し、町民に多大な公金の損失を与えたため、令和4年8月1日から同年10月31日までの間、町長及び副町長の給料減額を行うため、所要の改正を附則に追加するものであります。

具体的には、町長の給料月額につきましては、3か月間30%を減額するもので、町長72万円を50万4,000円に、副町長につきましては、3か月間20%を減額するもので、副町長58万5,000円を46万8,000円にするものです。これにより、総額で99万9,000円が減額となります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 幾つか質問をします。

給与の減額ということなのですが、3か月、町長は3割、副町長は2割削減ということなのですが、その根拠を示していただきたいと思います。

2つ目に、減額を具体的に考えたのはいつなのかお示してください。

3点目、穴を空けたのは536万円余りであります。お二人の給与減額で、その536万円の

うちのどれだけ補填しようというのでしょうか。差額はどうするのでしょうか。

4点目、今、町長がおわびということでおっしゃいましたけれども、なぜ今なのでしょう。去年の5月20日には、ほとんど事情を報告されているというふうになっています。そこから考えると、昨年9月議会、12月議会、今年3月議会、6月議会とあったわけですが、明確なおわびというのは初めてだと思います。どうして今なのかということをお教えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、根拠でございますが、今回、町長が30%、副町長が20%という根拠でありますけれども、基準はございません。県内の自治体や他県の処分の状況などを勘案して、総合的に判断をしたところでございます。

2点目です。いつ決定したのかということでございますけれども、6月定例会終了後、減額幅、期間につきましては、町長、副町長が判断し、決定をいたしました。

3点目でございます。放棄した金額が530万円余りということで、差額はどうかということでございますけれども、責任の取り方にはいろいろあるかと思います。放棄した金額は530万円余りでありまして、全額純粋なる町の持ち出しではないと考えてございます。その中には国や県からの交付金なども含まれておりますので、それらも考慮に入れ、判断したものでございます。

4点目、なぜ今なのかというご質問でございますけれども、まず、6月定例会に放棄した案件を議決いただきました。その後、その中で町長から、給料の減額などの答弁がございました。なるべく早い時期にということで、今回になったわけでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 1点目の基準はないということなんですけれども、私が一般質問で例に出した山口県の阿武町とか、それから県内の市貝町の町長の責任の取り方と比べると、私は、かなり額が低いんじゃないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

それから、6月議会終了後に具体的な給料減額を考えたとき、2人が判断したということなんですけれども、実際に6月に出された議案では、全く責任を具体的に取るということは書かれていませんでした。その前には、そういう責任を取るというのとセットで議案を出す

いうことは全く考えなかったのかどうなのか。

それから、放棄したのが536万円ということで、これは交付金などがあるので、全額穴を空けたわけではないというようなお話でしたけれども、きちんとした手続を行ってれば、全額戻っているはずのお金です。交付金といっても、元をただせば、原資は国民の税金ということになりますので、それに対して、全額はあまり考えなくてもいいというような話というのはおかしいのではないかと思います。いかがですか。

それから、おわびなんですけれども、やはりこれも、報告を受けた時点、なるべく早く、おわびも含めて責任を取ると、具体的に原因と責任をきちんと明らかにするということをもっと早くできなかったのか。おわびも含めてです。それはどうしてなのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目、基準は、根拠ということでありますけれども、先ほど申し上げましたとおり、額につきましては、判断の基準としまして、やはり当然県内の自治体、それから他県の状況、処分の状況などを考慮しました。市貝の町長の2割6か月、それから、山口県阿武町の5割3か月、副町長4割3か月、もろもろ、そのほか、最近報道等でなされている処分の状況などを勘案しまして、その辺は総合的に判断をしたところでございます。

それから、2点目の6月終了後ということでございますけれども、決めた時期でございます。これにつきましては、6月定例会終了後、先ほども申し上げましたとおり、議決をいただいた後、町長、副町長が判断をし、決定をしたところでございます。

3点目の全額補填でないのではないのかという質問でございますけれども、今回、医療費の7割分相当額、その中には、先ほども申し上げましたとおり、国・県の交付金等も入っております。最終的には、返還する額につきましては、来年度にならないと確定はしません。国や県からの交付金も含めて来年度確定されますので、それらも考慮に入れ、今回判断したものでございます。

4点目、なぜ今なのかということのご質問でありますけれども、先ほど答弁したとおり、今回、6月定例会で放棄の議決をいただき、その責任として、今回臨時議会を開催していただいて、早い時期にこの案件を出したところでございます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） ほかの自治体の責任の取り方を参考にして確定したということなのですが、今課長がおっしゃられた、そのほかの町長等の責任の取り方に比べても、私は、やはり額が少なくなっているのではないかと思います。

それで、2番目の質問なんですけれども、6月議会で議決をされて、それを基に減額を具体的に検討したということなのですが、議決そのものは賛成多数で通っているんですね。賛成多数で通っているにもかかわらず、なぜ議決を基に考えたかというのを、もう少しきちんとおっしゃっていただきたいと思います。

それから、3番目なんですけど、確定がまだできていない、金額の確定がまだできていないということなのですが、確定したら、また追加の減額というようなこともあり得るのでしょうか。

以上、お願いします。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目の、額が低いのではないかとということでございますけれども、先ほどからお答えしたとおり、他自治体の処分状況を勘案して、総合的に判断をしたところでございます。

2点目の6月終了後になってしまった理由でございますけれども、6月定例会中に一般質問並びに議案の審議の中で、町長が減額を含め検討してという答弁をしたところでございますので、その後、終了後に町長、副町長が判断をして、決定をしたところでございます。

3点目の最終的に確定したら追加の減額があるのかということでございますけれども、最終的に確定するのは、年度末にならないと分かりませんので、多い場合もあれば、追加で返還するという場合もあると思います。ただ、これだけの金額で返還する額を決めるということではなくて、令和4年度の医療費の総額を総体的に決算をして、交付金等が決定されますので、額の追加といいますか、それもあり得るというふうに考えております。

すみません、答弁が飛んでしまいまして、大変申し訳ございません。今回確定して、追加の給料の減額があるかということでございますけれども、給料の減額は考えてございません。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 私は、1点だけお伺いしたいと思います。

この国民健康保険給付費の返還請求権の放棄に対して、町長、副町長が職責相応の責任を取るためにこの条例を提案され、実行されることは、認められるべきことであるというふう

に思っています。ただ、この給与の減額、町長3割、そして副町長2割、3か月ということが、それに相応しいのかというところが、議会としてもよく分かりません。

私は全協の中で、こういった責任を取るときには、きちんと監査なり第三者に、そういったのがふさわしいのかどうかということを引きちんと明確にされた上でされたほうが、議会や町民に対しても理解を得られるということになるので、きちんと相談されるべきですということをお伝えしてきました。今回のことに関しては、第三者的な監査の意見とかいうことは求めたのでしょうか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ただいまのご質問にお答えいたします。

第三者である監査委員に相談を求めたのかということでございますけれども、監査委員には求めてございません。事実関係と方針、再発防止の絡みで確認できたということで、監査委員には相談は求めてございません。

○議長（益子純恵） 9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 監査委員に求めていないということは、第三者にも求めていないということだと思んですけども、町長、副町長と総務課長で責任の取り方を確認し、了承したということだと思んですけども、できれば本来だったら、そういう形ではなく、きちんと第三者機関もしくは監査委員に意見を求めて、それを付して、このような形が当然、職責相応の責任の取り方だというふうな裏づけをされたほうがよかったのではないかなというふうに思います。

この職責の取り方が重いのか軽いのか、どうなのかという判断が、なかなかしづらいところではありますが、その辺はどういうふうにお考えになりましたか。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） ご質問にお答えいたします。

責任の取り方ということで、監査委員に相談を求めていないということでございますけれども、やはりこの責任につきましては、組織全体の問題ということで、管理監督である町長と副町長、そういう立場から、こういう判断をしたということでございます。

○議長（益子純恵） 質問はよろしいでしょうか、益子議員。

ほかに質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 減額を決められたということ自体は、私は評価をしたいとは思いますが、しかしながら、責任を取ることと一緒に、放棄の問題を提案すべきだったと。そのことについては一言も触れていないので、私はあえて反対したいと思います。

ほかの自治体と比べて、総合的に判断と言いますが、当町の場合は何年間にもわたって、やるべきことをやっていなかった。それで時効が過ぎて、放棄せざるを得なかったという事態です。1人の職員がたまたま間違ってしまったという、そういうものよりも、もっと私は罪は重いというふうに思います。

そういうことで議会で質問され、それを受けて減額を決めるということ自体は、ちょっと私に言わせれば情けないと思います。もっときちんと堂々と提案すべきだったということをあえて申し上げて、反対いたします。

○議長（益子純恵） 続いて、本案に対する賛成討論を許します。

7番、小川正典議員。

○7番（小川正典） それでは、賛成討論をさせていただきたいというふうに思います。

6月の定例会において、町長、副町長の責任を取るという具体的な額の話は後日ということで、職責を痛感された結果だろうと。先ほどから、職責での重いのか軽いのかというのはちょっと別にしまして、やはり3割3か月カットというのは非常に重いだろうというふうに、私自身は判断した上でございます。

そういう意味でも、6月の定例会で責任を取ると言った結果ですから、決して遅くないというふうに思いますし、この時期に臨時議会を開いて条例改正ということは、やはりそれなりの責任を取ったということで、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（益子純恵） ほかに討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 那珂川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、原案のと

おり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第4、議案第2号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫登壇〕

○町長（福島泰夫） 議案第1号、議決をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま上程されました議案第2号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業費を計上するものがあります。

その補正額は1,000万円となり、補正後の予算総額は80億6,800万円となりました。

歳出予算を申し上げますと、民生費で子育て世帯生活支援特別給付金事業費として、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を1人当たり5万円支給するための経費を1,000万円計上しました。

以上、歳出予算を申し上げましたが、これらに要する財源は国庫支出金を充てることといたしました。

以上、一般会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 企画財政課長。

○企画財政課長（小松重隆） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の7ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

15款国庫支出金、2項2目民生費国庫補助金の補正額は1,000万円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業費は、低所得の子育て世帯への生活支援特別給付金事業に係るものがあります。

8ページ、歳出に入ります。

3款民生費、2項3目児童措置費の補正額は1,000万円の増で、子育て世帯生活支援特別給付金事業は、低所得の子育て世帯に対し、生活支援特別給付金を1人当たり5万円支給するための経費で、職員手当は時間外勤務手当、需用費・役務費は周知用チラシ等の発送に係る封筒の印刷及びその郵送費など、委託料はシステム改修費、負担金補助及び交付金は174名分の給付金であります。

9ページ以降は、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 委託料の60万円ということなのですが、システム改修費ということをおっしゃったと思うんですけども、そんなに、具体的に何が60万円もかかるのかということをお聞きを、ちょっと具体的に教えてもらいたいと思うんです。

今までにも、低所得の子育て世帯への給付というのはあったんでしょうか。それも併せてお願いします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 川俣議員のご質問にお答えいたします。

今回の委託料につきましては、給付費対応に伴いまして、児童手当システムを改修するための業務委託料ということになります。

また、これまでもあったのかということですが、昨年度も子ども・子育て手当が国のほうから下りてきまして、その都度補正をさせていただいておりますが、システム改修費はやはり予算増額で計上させていただいております。

以上です。

○議長（益子純恵） 6番、川俣義雅議員。

○6番（川俣義雅） 私はよく分からないんですけども、今までやってきたことと同じようなことをやるわけですよ、恐らく。そうすると、前回も、例えば60万円かかったとして、今度も60万円というのは、何かやるたびに、どんどんそうやって委託料が増えていくというのは、どうもちょっと納得いかないという気がするんです。前と同じようだったら、例えば半分の30万円にしてもらおうとか、そういうことはできないのでしょうか。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 昨年度、やはり業務委託料でシステム改修をしたわけでございますけれども、国から下りてくる支給要件は、その都度全く同じというのではなく、違っております。ですから、今回も児童手当のシステムを改修する業務を行わないと支給につながらない。また、国のほうから、なるべく早く低所得の家庭に支給してほしいというようなことで、職員が昔で言う手作業で計算をしてということになりますと、何か月もかかってしまいます。

スムーズに支給できるためにも、業務委託料で予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

9番、益子明美議員。

○9番（益子明美） 1点だけお伺いします。

174名分ということですが、世帯数にすると何世帯なのか、そのうち、ひとり親世帯は何世帯あるのかお伺いします。

○議長（益子純恵） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（板橋文子） 今回の予算に上げさせていただいた世帯は、ひとり親の分は入っておりません。ひとり親に対する給付は県が行うということで、今回の予算には入っておりません。

今回の174名に関しましては、内訳で申しますと、非課税世帯ということになりますので、非課税世帯の高校生のみの分、それから、今後生まれる新生児対象の分、それから家計急変者、それから非課税の公務員ということで、世帯は今のところ、何世帯ということは、今後の申請をいただいての支給になりますので、世帯は正確には把握できません。

以上です。

○議長（益子純恵） ほかに質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 令和4年度那珂川町一般会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第5、議案第3号 財産の取得についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第3号 財産の取得について、提案理由の説明を申し上げます。

本件は、消防ポンプ自動車の更新に伴う財産の取得であります。

取得する財産は消防ポンプ自動車で、第4分団第2部北向田地区に配備するものです。

契約の方法につきましては、指名競争入札により4社を指名し、5月24日、入札を実施いたしました。その結果、2,123万円で合資会社渡辺商店が落札し、法定費用等9万9,550円を加え、2,132万9,550円で購入するものであります。

地方自治法第96条第1項第8号及び那珂川町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益子純恵） 総務課長。

○総務課長（笠井真一） 補足説明いたします。

お手元の議案第3号をご覧ください。

取得する財産、消防ポンプ自動車1台。

契約の方法、指名競争入札。

取得価格、2,123万円。

契約の相手方、栃木県小山市喜沢1394番地、合資会社渡辺商店代表社員、渡辺圭一です。

次に、参考資料の入札経過書をご覧ください。

入札の経過ですが、指名競争入札により4社を指名し、5月24日、入札を実施いたしました。

開札の結果は記載されているとおりであり、最低入札者の合資会社渡辺商店を落札者と決定いたしました。

なお、本入札の予定価格は2,015万2,400円であり、落札率は95.8%でした。

仮契約につきましては、落札通知の翌日から7日間以内に当たる5月30日に締結いたしました。

次に、契約について説明いたします。

契約金額の内訳は、入札書記載金額1,930万円に消費税相当額193万円を加えた2,123万円が落札価格となります。落札価格に、自動車重量税、自賠責保険料等の法定費用の9万9,550円を加えた2,132万9,550円が契約書記載金額となります。

納期については、令和5年3月31日としました。

以上で補足説明を終わります。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 財産の取得については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で、本臨時会の会議に付されました事件は全て終了しました。

これにて令和4年第5回那珂川町議会臨時会を閉会といたします。

会議を閉じます。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時44分